

# 温暖化交渉の舞台裏

～ 京都議定書に向けて～

# 条約の位置付け

- 1992 気候変動枠組み条約採択
- 1994 気候変動枠組み条約発効
- 1995 気候変動枠組み条約第1回締約国会議(COP1)  
ベルリンマンデート決議
- 1996 IPCC第2次報告書発表
- 1997 バード決議
- 1997 気候変動枠組み条約第2回締約国会議(COP3)  
京都議定書
- 2000 気候変動枠組み条約第6回締約国会議(COP6)  
ボン合意
- 2001 IPCC第3次報告書発表
- 2001 気候変動枠組み条約第7回締約国会議(COP7)  
マラケシュ合意

# 発表

1.ベルリンマンデート(COP1)

2.ジュネーブ閣僚宣言(COP2)

3.バード決議

# 1. ベルリンマンデート ～バード決議の背景～

# ～ ベルリンマンデートとは～

= COP 1 の決議 1 (Decision1)

- ・ 議定書への提案、フォローアップの決定を含んだ、  
条約第4条2項a及びbの妥当性の検討

-Review of the adequacy of Article 4, paragraph 2 (a) and (b), of the Convention, including proposals related to a protocol and decisions on follow up-

(原文文頭より抜粋)

# ～ そもそもCOPとは ～

= 気候変動枠組条約締約国会議  
(*Conference Of the Parties*)

## ・目的

温室効果ガスを削減するために  
枠組条約の実施の方向性を具体的に決定

## ・背景

気候変動枠組条約政府間交渉委員会(INC)...議論、決議勧告  
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)...科学的根拠

# ～ COP1 概要 ～

= 気候変動枠組条約第1回締約国会議

- ・開催地：ドイツ ベルリン
- ・時期：1995年3月28日～4月7日
- ・参加国数：117カ国
- ・人数：総勢約4000人

# ～ 会議の目的とは～

1. 約束の妥当性の検討 (枠組み条約4 条)
2. 共同実施 (AIJ) の試行期間の設定と試行の開始
3. 手続き規則 (会議の進め方採択の方法)
4. 予算案 (1996/1997年)



# ～ 会議の舞台裏 ～

\* 内部対立の発生！！

途上国 小島嶼国連合(AOSIS) 途上国

中

**膠着状態に！！**

先進国

目標値・年限×

目標値 年限

# ～ 膠着の打破 ～

「グリーンペーパー」の提出！！

By 途上国一同

1. EUの妥協... 議論を前進させたい！

2. 米国の妥協... High Levelでの決定！！

クリントン政権の思惑  
米国の後悔

# ～ 附・クリントン政権の環境政策 ～

・Key Person !

\* アル・ゴア副大統領 環境派！！

・環境政策4つの目標！

1. 大気・水質汚染を削減する
2. 美しい自然を次世代に引き継ぐ
3. 市場原理に則った環境保護戦略の創出
4. 地球環境問題においてもリーダーシップを発揮する

# ～ 会議の決め手 ～

- ・途上国...「グリーンペーパー」で内部対立を克服。
- ・先進国...「目標(target)」を「目的(objective)」にする事で妥協。

『ベルリンマンデート』の採択！！

# ～ 会議の成果『ベルリンマンデート』～

1. ベルリンマンデート・プロセスの開始
2. ベルリンマンデート・プロセスの内容
3. 共同実施活動の試験的实施

# ～ 会議の成果『ベルリンマンデート』～

1. ベルリンマンデート・プロセスの開始  
枠組み条約第4条2項a,bが不十分である。
  - \* 先進締約国の条約の約束の強化
  - \* // が2000年以降について適切な措置をとる

議定書またはその他法的文書の採択！  
その為のプロセスを早期に開始！

-Agrees to begin a process to enable it to take appropriate action for the period beyond2000, including the strengthening of the commitments of the Parties included in Annex I to the Convention (Annex I Parties) in Article 4, paragraph 2(a) and (b), *through the adoption of a protocol or another legal instrument*-

# ～ 会議の成果『ベルリンマンデート』～

## 2. ベルリンマンデート・プロセスの内容 先進国の義務 排出抑制削減目的の設定

\* BM2条(a) 付属書 国に対し

- ・「政策および措置を詳細に作成し、提供すること」
- ・「数量化させた抑制及び削減の目的の設定

-set quantified limitation and reduction objectives-

# ～ 会議の成果『ベルリンマンデート』～

## 2. ベルリンマンデート・プロセスの内容

途上国の義務-それが惹起した議定書交渉上の問題

\* BM3条(b) 途上国に対して

・「何ら新たな約束は導入しない」

・「持続的開発を達成するために約束の実行をより一層進める」

解釈の問題！

「Not introduce any new commitments for Parties not included in Annex I, but reaffirm existing commitments in Article 4.1 and continue to advance the implementation of these commitments in order to achieve sustainable development-」



# ～ 会議の成果『ベルリンマンデート』～

## 3. 共同実施活動の開始

先進国：共同実施を試験的に実施し基準を作成すべし。

途上国：共同活動(枠組条約4条2 a、bとは無関係)ならばよい。

2000年にかけて試験的に実行される事が決定される。

*但し、ノークレジット！*

# ～ 『ベルリンマンデート』の影響～

\* 1, 2により、ベルリンマンデート・アドホックグループ (AGBM) が設立！

COP3(京都会議)へ！！

\* 2. がこれ以降の交渉に大きな影を落して行く！

バード決議へ！

京都議定書での攻防！(次回お楽しみに )

## 2. ジュネーブ閣僚宣言 ～ COP 2 ～

1996.7

# ～ COP2概要～

= 気候変動枠組条約第2回締約国会議

・開催地: ジュネーブ

・時期: 1996年7月8日～7月19日

・参加国数: 161カ国

# COP2 ~ ジュネーブ閣僚宣言 ~ テイク・ノート(留意)

- ・削減目的に法的拘束力を付与すること
- ・IPCC第二次報告書を高く評価し支持すること
- ・COP3を1997年12月に京都で開催することが正式に決定

# COP2 ~ ジュネーブ閣僚宣言 ~

米国：削減目的に「法的拘束力」を持たせるべき



産油国・中国・ロシア等の反対  
オーストラリアの反対



採択ではなくテイク・ノート(留意)

# COP2以後の動き

1996・12 A G B M 5

日本提案提出・・・「p & q」案

「一人当たりの削減量をpトン以下にする」か  
「総排出量の平均を1990年比でq%以上削減する」か  
のどちらかを選ぶ

# COP2以後の動き

1996・12 A G B M 5

米国：「途上国の排出規制の義務化」

EU：「付属書X国」の創設



先進国と途上国の対立の**火種**に



# COP2以後の動き

1997・3 A G B M 6

米国・EU等から新たに提案提出

## ➤ 米国の提案

- ・排出バジェット(バンキング・ボローイング)
- ・排出権取引・共同実施
- ・エヴォリュ - ション

途上国を含めすべての国が、一定の期限までに法的拘束力のある数値目標を持つ。

「ベルリンマンデートに違反！」

( by 途上国の反発)



# COP2以後の動き

1997・3 A G B M 6

## ➤ EUの提案

- ・一律削減(2010年までに15%)

EU内ではEUバブル

- ・対象ガスは二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素  
代替フロンは2000年までに対象に含める

# COP2以後の動き

1997.5 G8環境大臣会合

1997.6 G8デンバーサミット

1997.7 バード決議

# バード決議

1997年7月

米国議会、バード上院議員が提出

**途上国への義務化を求める決議**

賛成95 反対0 で採択

# 決議の内容

## 1. 途上国の参加なしでは批准しない

～理由～

途上国のGHG排出量は早くて2015年にはアメリカやOECD諸国を上回る

途上国の免除は国際協力の必要性に矛盾し、環境保護を損なう

## 2. アメリカ経済に深刻な影響を及ぼす恐れがある

# 米国の動き

1997年5月 G8環境大臣会合 (inマイアミ)

- ・米国主導
- ・「排出削減」という方向性

1997年6月 G8デンバーサミット

- ・争点

\* 排出削減を「significant」(相当の)にするか

\* 1990年を基準として明記するか など

米国政府内でも環境に積極的なポジション

# 1997年7月 バード決議の採択

法的拘束力を持つ排出削減目標に  
反対する動きが強まる

排出削減の米国経済への  
マイナスの影響を危惧する発言が増大

# ホワイトハウス会議

1997年10月6日開催

<意図>

米国民に温暖化問題を直接訴え、理解を得て積極的な姿勢を示す

クリントン大統領の気候変動問題に  
アプローチするにあたっての4つの原則

気候変動に関する科学的知見は事実である

京都議定書において米国はリーダーシップを示さなければならない

解決案は柔軟性に富み、市場原理に根ざした手法を採用する必要がある

先進国と途上国の両方の参加が必要である



# 各国の議定書案

	米国	EU	日本
削減目的	1990年比安定	1990年比15%削減	1990年比5%削減
対象ガス	代替フロンを含めすべての温室効果ガス	二酸化炭素・メタン・亜酸化水素	二酸化炭素・メタン・亜酸化水素
差異化or一律	一律	一律(EUバブルは認める)	差異化
EUバブル	認めない	認める	認めない
排出権取引・共同実施について	排出権取引・共同実施	共同実施	排出権取引・共同実施
途上国	参加を求める	参加しないでも良い	参加を求める

# COP3 (京都会議) に持ち越された論点

削減目標をいくりにするか

対象ガス

一律目標か、差異化目標か

EUバブル

排出権取引・共同実施

森林などの吸収源をカウントするネット方式をとるか

途上国の規制への参加を認めるか

途上国への資金援助はどんな枠組みにするか

אָבֿכ

